

令和6年度第1回富士市空き家等対策協議会 議事録

日 時：令和6年7月16日（火） 13：15～14：40

場 所：富士市役所消防防災庁舎3階 研修室

出席者：10名

傍聴者数：3名

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 委員自己紹介
- 4 報告事項

(1) 前年度及び今年度の空き家対策について 資料1
事務局が説明

【A委員】

資料1の、空き家の苦情対応のために専門スタッフを採用し対応しているという説明の中で、その専門スタッフが平成28年度の相談から掘り起こし対応しているので解決件数が増加したとありましたが、具体的に何件解決したのでしょうか。

【事務局】

過去5年間の解決件数213件は、専門スタッフの指導により解決したものと、職員による指導により解決したものも含まれております。また、昨年度以前の指導により解決したものも含めていきます。

誰が何件解決したというような数量は把握しておりませんが、日々の業務を行う中での実感として、専門スタッフを採用し指導を始めた結果、明らかに解決件数が増加したためこのような説明をしましたが、具体的な件数までは把握していません。今後、具体的にお伝えできるよう検討します。

住宅政策課では空き家に限らず、住宅全般に関する様々な事業を行っているため、空き家相談に特化した、すぐに現場に行ける専門スタッフの必要性を感じていましたので、そのことが良い結果に結びついたため報告しました。

【A委員】

特定空き家に対する対応も重要だと思いますが、町内や空き家近所からの苦情にすぐに対応してくれることも重要だと思いますし、とてもありがたいことだと思うので今後もよろしくお願いします。

【B委員】

資料2の緊急安全措置について、これは身近にある問題だなと思って聞かせていただきました。

説明にあったように、危険な空き家に安全措置をしたとしても、相続放棄をされてしまうと措置に要した費用を請求する相手がいなくなってしまう、その敷地を売却できるなら良いですが、

本当に回収できるのかなと疑問に思います。

今後、どのように費用を回収していくことを検討しているのか教えて下さい。

【事務局】

昨年度の本協議会でも説明しましたが、当課では所有者がいない空き家について、相続財産管理制度を活用しており、昨年度は2件申立てました。

申立てた物件は、まだ売却に至っていませんが、一部は既に管理人が選任されておりますので、今後手続きが進んでいくと思われます。

このように、空き家とその敷地の所有者が同一であれば財産管理制度を申立てることで、緊急安全措置などに要した費用、申立てに要した費用などを回収することもできますが、今回説明した空き家は、建物と敷地の所有者が違うため、相続財産管理制度の活用は難しいと考えております。

このため、説明の中でもあったように、このままにしておくことは大変危険であるため、略式代執行など行政による解体をする方法を検討しています。しかし、解体に要した費用は、同様の理由で回収することは難しいと考えております。

財産管理制度が制度化され1年ちょっと経ちますが、今後事例が増えてくると思われるので、より良い方法で対処できるよう全国の事例を収集、研究していきたいと考えております。

(2) 緊急安全措置の実施報告について 資料2
事務局が説明

(3) 特定空家の現状と今後の対応について 資料3
〈 報告の内容に個人情報を含むため議事録は非公開とします 〉

5 その他

- ・第2回、第3回の空家等対策協議会の開催日を報告

6 閉会